

理 由 書

(名古屋都市計画道路 3・4・166号 平手豊明線)

1 変更概要

平手豊明線について、自動車交通の安全性確保及び円滑化を図るため、曲線部の線形変更に伴う一部区域の追加・削除を行うものである。

◆都市計画変更の概要◆

(名古屋市決定)

路 線 名	変更内容	変更区間			概 要
		車 線 の 数	幅員 (m)	延長 (約 m)	
3・4・166号 平手豊明線	区域の変更	2車線	16	350	延長約350mの区間の線形変更 に伴う一部区域の追加・削除

2 都市計画変更の理由

平手豊明線は、昭和48年に都市計画決定され、その後、一部幅員の変更等を経て平成22年に現在の都市計画決定の内容となっております。

当該路線は、名古屋市緑区に位置する名古屋環状2号線を起点とし、豊明市との市域界を終点とする延長約2,740m、代表幅員16m、車線の数2車線の幹線街路です。主に住居系の地域を通り、名古屋市と豊明市の交通を担う道路です。

整備状況としては、今回変更する区間を含む延長約680mが事業未着手であり、その他の区間は整備済みとなっております。

今回変更する区間については、自動車交通の安全性確保及び円滑化を図るため、曲線部の線形変更に伴う一部区域の追加・削除を行います。

3 都市計画変更の考え方

道路線形

延長約350mの区間の曲線部の曲線半径を300mから1,440mに変更します。